

令和元年第2回定例会

奈井江町議会定例会会議録

令和元年6月19日 開会

令和元年6月21日 閉会

奈井江町議会

令和元年第2回奈井江町議会定例会

令和元年6月19日（水曜日）
午前10時00分開会

○議事日程（第1号）

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
- 第 3 議長諸般報告
 - ①会務報告
 - ②議会運営委員会報告
 - ③委員会所管事務調査報告
 - ④例月出納定例検査報告
- 第 4 行政報告（町長、教育長）
- 第 5 町政一般質問（通告順）
- 第 6 報告第 1号 平成30年度奈井江町一般会計予算繰越明許費繰越計算について
- 第 7 報告第 2号 奈井江町第6期まちづくり計画「前期実施計画」の変更について
- 第 8 議案第 5号 奈井江町税条例等の一部を改正する条例
- 第 9 議案第 6号 奈井江町課設置条例
- 第10 議案第 1号 令和元年度奈井江町一般会計補正予算（第2号）
- 第11 議案第 2号 令和元年度奈井江町国民健康保険事業会計補正予算（第1号）
- 第12 議案第 3号 令和元年度奈井江町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 第13 議案第 4号 令和元年度奈井江町下水道事業会計補正予算（第1号）
- 第14 請願第 6号 2019年度北海道最低賃金改正等に関する意見書の採択を求める請願書
- 第15 請願第 2号 2020年度地方財政の充実・強化を求める意見書の採択を求める請願書

○出席議員（8人）

1番	篠田茂美	2番	大関光敏
3番	竹森毅	4番	遠藤共子
6番	笹木利津子	7番	森山務
8番	大矢雅史	9番	森岡新二

○欠席議員 5番 石川正人

○ 地方自治法第121条により出席した者の氏名（15名）

町	長	三本英司
副町	長	相澤公
教育	長	萬博文
まちづくり	参事	碓井直樹
健康ふれあい	参事	小澤敏博
会計管理	者	小澤克則
くらしと財務	課長	馬場和浩
まちなみ	課長	大津一由
おもいやり	課長	石塚俊也
ふるさと商工観光	課長	横山誠
ふるさと農政	課長	辻脇泰弘
教育委員会	事務局長	松本正志
町立病院	事務長	杉野和博
代表監査	委員	中野浩二
農業委員会	会長	千徳信行

○欠席した者の氏名 なし

○ 職務のために出席した者の職氏名（2名）

議会事務局	長	滝本 静
議会庶務	係長	東藤 美妃代

開会・挨拶

●議長

皆さん、おはようございます。

定例会出席、大変ご苦労さまでございます。

只今、出席議員8名で定足数に達していますので、令和元年奈井江町議会第2回定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名について

●議長

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第122条の規定により、6番笹木議員、7番森山議員を指名します。

日程第2 会期の決定について

●議長

日程第2、会期の決定を議題とします。

おはかりします。

今期、定例会の会期は、本日から21日までの3日間としたいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

会期は、本日から21日までの3日間に決定しました。

日程第3 議長諸般報告

(10時01分)

1. 会務報告

●議長

日程第3、議長諸般報告を行います。
会務報告は、書面のとおりですので、ご了承願います。

2. 議会運営委員会報告

(10時01分)

●議長

議会運営委員会報告について、委員長の発言を許します。
議会運営委員長、6番笹木議員。

(議会運営委員長 登壇)

●6番

皆さん、おはようございます。

平成31年3月4日以降に開催されました議会運営委員会の報告を致します。

平成31年3月4日から本日まで、議会運営委員会は4回開催しております。

開催日順に報告致します。

委員会開催日3月4日、調査事項は、第1回定例会に関する議会運営について。調査内容は、①議事日程の変更について。

委員会開催日3月15日、調査事項は、第1回定例会に関する議会運営について。調査内容は、①追加議案について。

委員会開催日4月26日、調査事項は、第1回臨時会に関する議会運営について。調査内容は、①会期及び議事日程について、②議案審議について。

委員会開催日6月14日、調査事項は、第2回定例会に関する議会運営について。調査内容は、①会期及び議事日程について、②町政一般質問について、③議案審議について、④請願、意見案、陳情等の取扱いについて、⑤会議案、調査について、⑥議案提案説明の変更について、⑦その他についてであります。

以上、議会運営委員会の報告と致します。

3. 委員会所管事務調査報告

(10時04分)

(広報常任委員会)

●議長

委員会所管事務調査報告について、委員長の発言を許します。
広報常任委員長、4番遠藤議員。

(広報常任委員長 登壇)

● 4 番

皆さん、おはようございます。

それでは、広報常任委員会の調査報告を致します。

委員会開催日 3 月 1 5 日、調査事項、議会広報の実施、調査及び研究について。調査内容、①議会だより第 1 5 号の誌面構成について。

委員会開催日 3 月 2 7 日、調査事項、議会広報の実施、調査及び研究について。調査内容、①議会だより第 1 5 号の校正について。

委員会開催日 4 月 3 日、調査事項、議会広報の実施、調査及び研究について。調査内容、①議会だより第 1 5 号の校正について。

委員会開催日 4 月 2 5 日、調査事項、議会広報の実施、調査及び研究について。調査内容、①議会だより第 1 5 号の校正について。

委員会開催日 6 月 1 2 日、調査事項、議会広報の実施、調査及び研究について。調査内容、①議会だより第 1 6 号の誌面構成について。

以上の委員会を終え、議会だより第 1 5 号を 6 月 1 日に発行致しました。

以上、報告と致します。

4. 例月出納定例検査報告

●議長

次の例月出納定例検査報告につきましては、書面報告のとおりですので、ご了承願いたいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

以上で、議長諸般報告を終わります。

日程第 4 行政報告 (町長、教育長)

(1 0 時 0 6 分)

●議長

日程第 4、行政報告を行います。

町長。

(町長 登壇)

●町長

おはようございます。

平成31年第1回定例会以降の主な事項について、ご報告を申し上げます。

まちづくり課関係では、4月10日、第1回定例会でご決定を頂きました北良治前町長に対する、名誉町民の推戴式を執り行っております。

加えて、北名誉町民には、本年春の叙勲において、地方自治功勞として「旭日小綬章」が授与されております。

改めて敬意を表するところであります。

5月11日から20日まで、春の全国交通安全運動が行われ、延べ775名の町民の皆さんが、朝の街頭啓発にご参加を頂きました。

今後においても、交通事故死ゼロ1500日を目指して、より一層、交通安全意識の高揚に努め、事故の無い安全なまちづくりに努めて参ります。

次に、ふるさと農政課では、3月20日、新規就農者激励会が開催されております。

平成29年・30年の2か年において、4名の新規就農者が誕生し、米、大豆、トマトなどの生産に挑戦しています。

当日は、町内の農業関係者など65名が参加する中、新規就農者それぞれから決意の言葉が述べられました。

奈井江町農業の貴重な担い手として、今後のご活躍を期待するところであります。

ふるさと商工観光課では、5月3日から8日まで、観光協会の主催、奈井江町、新砂川農協、商工会の共催による、第2回ないえ・さくら祭りが開催されました。

期間中、天候に恵まれ、桜も満開となり、町内外から約12,300人という多くの観光客で賑わいました。

関係者のご尽力に感謝を申し上げます。

まちなみ課では、5月15日全町一斉クリーン作戦を実施致しました。

子供たちの発想によるこの取り組みも、9回目を迎え、小中学校・高校の児童生徒、町内企業や障がい者施設、一般参加者など、約480名が参加して頂き、環境美化運動が行われました。

以上、一般行政報告とさせていただきます。

(教育行政報告)

(10時09分)

●議長

教育長。

(教育長 登壇)

●教育長

おはようございます。

第2回定例会のご出席、大変ご苦労さまでございます。

お手元の教育行政報告書より、4点について、ご報告を申し上げたいと思います。

第1点目は、4月1日の教職員辞令交付式、並びに5日の小・中学校の始業式・入学式に係わりまして、本年度の小・中学校の学級編成、教職員の配置についてご報告を申し上げます。

奈井江小学校の児童数は、新入学生27名を含め、全校生徒184名で、前年度より、3名の減となり、町独自施策として実施をしております3年生の少人数学級を含めまして普通学級7学級、特別支援学級3学級の学級編成となりました。

教職員の配置では、校長・教頭職の異動はなく、昨年度より1名減の21名の教職員体制となったところでございます。

次に、奈井江中学校の生徒数は、新入学生29名を含め、全校生徒102名で、前年度より15名減となり、普通学級3学級、特別支援学級3学級の学級編成となりました。

教職員の配置では、校長・教頭職の異動はなく、前年度と同様の21名の教職員体制となったところでございます。

次に、2点目でございますが、4月8日、奈井江商業高等学校において、入学式が挙行され、奈井江中学校から入学した4名を含めまして、32名の新入学生が、真新しい制服を身につけ、緊張の中にも晴れやかな面持ちで、式に臨んでいたところでございます。

次に、3点目でございますが、5月27日、奈井江小学校で、本年度も、田植え体験学習を実施させて頂きました。

授業に参加をした5年生の児童らは、初めて水田に入る児童も多く、大きな歓声の中で、慣れない手つきで、田植えに取り組んでいたところでございます。

学校田は、旧江南小学校からの伝統ある野外授業で、主に水稻農業を基幹産業とする本町の学校教育にとりましても、大変、大切な取り組みの1つでもございます。

本年度におきましても、ご指導、ご協力を賜りました、新砂川ゆめぴりか生産協議会をはじめ、農業団体の皆様、そして、地域の皆様方に心より感謝を申し上げます。

次に、4点目でございますが、6月15日、開催致しました「ないえ歴史発見」についてでございます。

この歴史発見は、昨年、北海道命名150年を祈念致しまして、企画を致しましたが、北海道胆振東部地震の発生により、やむなく中止とし、本年度改めまして、開催したところでございます。

当日は、約20名の町民の皆さんが、ご参加を頂きまして、町内にございます、「いしぶみ」、記念碑等を巡りまして、「ふるさと奈井江」の歴史の一旦に、触れて頂いたところでございます。

当日、案内役としてご指導・ご協力を賜りました、奈井江町郷土研究会の皆様方、そして、地域の皆様方に心より感謝を申し上げます。

以上、教育行政報告と致します。

●議長

以上で、行政報告を終わります。

日程第5 町政一般質問

(10時13分)

●議長

日程第5、町政一般質問を行います。

質問は、通告順とします。

なお、質問は再々質問を入れて30分以内でお願い致します。

(1. 3番竹森議員の質問・答弁)

(10時14分)

●議長

3番竹森議員。

(3番 登壇)

●3番

おはようございます。

よろしくお願い致します。

今回、通告した通り、町長に、石狩川河川敷の鹿について質問を致します。

このことについては、質問するかどうか迷ったのですが、鳥獣の被害が中山間地域だけの問題ではなくなってきている現状を、皆さんに知って頂きたいという思いもあるかからであります。

最近でも、報道でご承知のように、札幌市の市街地や江別市の自然公園での熊の出没など、一つ間違えると人に被害が及びそうな事案も多発しています。

全国的にも鳥獣被害のニュースが毎日のように報道されています。

奈井江町においても、今年の春を含め毎年、山側での熊や鹿の出没情報や被害が報告されているところです。

今回質問する石狩川河川敷の鳥獣被害については、今までは、キツネやアライグマ・カラスなどが主なものでした。

鹿については、昨年までは、石狩川の堤防を越えて田んぼに足跡をつけたり、稲をなぎ倒すなどの程度の出没でありました。

それほど悪さはしていない印象でありました。

しかし、今年の田植え後に堤防に隣接した田んぼの稲の食害が、大和地区・瑞穂地区・高島地区の数か所で発生しております。

今年の被害の拡大状況から推測すると、河川敷の鹿の生息数が、昨年より相当増えたのではないかと考えられます。

石狩川河川敷に隣接する水田が全町的に被害にあっていることから、今後、秋に向けても、その被害の拡大が懸念されるところであります。

そこで、次の3点について、まず質問をしたいと思います。

1、この度の被害はどのくらいなのか。

2、石狩川河川敷には、どのくらいの鹿が生息しているのか。

3、奈井江町で被害があったことから、近隣市町村でも鹿の被害が出ているのかを知りたいと思います。

鳥獣被害については、今や、山・川に限らず、市街地の空き地・空き家でも発生しています。

この河川敷の対策も含めるということになると、対策としてはかなり難しいとは思いますが、この対策を立てるためにも、まずは、河川敷にいる鹿の生息数、その増加具合を調べて把握することが必要と思うのですが、どうでしょうか。

以上について、質問したいと思います。

よろしくお願い致します。

●議長

(10時18分)

町長。

(町長 登壇)

●町長

竹森議員の石狩川河川敷の鹿についてということでの質問でございます。

石狩川の河川敷に生息している、私も色々噂を聞いているんですけども、本町における石狩川河川敷からの鹿による被害は、大和地区から高島地区にかけて広い範囲で、田植え後の水稻の成長した葉を食べるといふ食害が発生しているということですので伺っております。

被害も含めて、本町の区域における個体数については、現状はまだ把握は出来ておりません。

正確な個体数の把握は難しいと思われましてけれども、今後、担当職員による、夜間、車を走行させながらの車窓からライトを当てて実施する、ライトセンサス調査というのがあります。

鹿の目が光るのを数えるわけですけども、この個体数の概数把握に努めて参りたいと考えておりますので、まずは、ご理解を頂きたいと思います。

近隣市町の状況につきましては、美唄市や浦臼町においても、ここ2～3年、それぞれ広範囲にわたる同様の食害が発生しているということで、お聞きをしておりますし、今後における対策でありますけれども、範囲も広範囲に渡り、生息場所の特定、また民家に近いなどということもあり、猟銃や、くくり罠による駆除は難しいというのが実態であります。

今後、被害が増えることも予想されることから、対策は急務であるということについて

ては認識しておりますけれども、議員が先ほどご指摘の通り、本町だけの問題ではないということ、また、住宅等々も含めて、非常に難しい問題があるということから、国や北海道に実状を話して、何か良い対策がないか協議を行って参りたいと考えておりますので、よろしくお願いを致します。

以上、答弁とさせていただきます。

●議長

(10時20分)

3番竹森議員。

●3番

答弁ありがとうございました。

質問でも言ったんですけれども、この対策については、かなり難しい部分があるんですけれども、今ほど町長がおっしゃったとおり、石狩川河川敷というと、旭川から石狩までである、流域がかなり広いということで、単独で町での対策、調査とかというのは難しいので、まずは、近隣町村と連携して頂いてということなんですけれども、それについても、予算化には難しいということで、やっぱり北海道、国に、河川事務所などに依頼して、お願いしてということになると思うんです。

今朝、朝7時45分くらいからのNHKのニュースを見ていたんです。その中で、先ほど話した、江別と札幌の熊が出たということで、札幌、江別という大都市なので、北海道が前面に出てやるということなので、対策は、先ほど私が言ったように生息数を把握したいということで、来年度から、道としてもその対策をしたいという旨の報道がありました。

その中に、鹿といったら人命に被害があるということで、緊急度は低いんですけれども、その中の対策としても、鹿とかいうことも入れて、関係近隣市町村から、道、国に要望して頂くという意味はあるのかどうか、それについて伺いたいと思います。

●議長

(10時22分)

町長。

●町長

今、竹森議員がおっしゃった通りなんですけれども、まず、近傍の聞き取りですけれども、砂川市については、農地等々が直接河川に石狩川に隣接しているところが少ないということもあろうかと思っておりますけれども、旧のゴルフ場での生息が確認されていますが、水田等が西豊沼の一部だということで、被害がほとんどまだ聞かれていないということのようであります。

また、美唄市においては、ここはもう石狩川、特に中村地区からはじまって、被害が確認されているということでありますし、浦臼町についても、被害があるということで、お聞きをしています。

新十津川町は、生息の確認はあるようですけれども、まだ被害の情報は得ていないと

ということでの、担当課での調査なんです、まさに今おっしゃったとおり、元々この周辺でも、石狩川周辺には当然、鹿がいなかったのが、奈井江川なのか、豊沼奈井江川なのか分かりませんが、それぞれ、山からそういうものが、河川をつたってなのかなという、これは推測でありますけれども、そういう実態も含めて、まず、どういうことが対策として出来るのか、今、道全体としては、それこそ鹿の一定量の駆除ということ、これからやっと、一つの方向性を見い出して取り組んでいるわけですので、その影響で河川敷等のこともいつてくるのかとか、色々なことがまだまだ正直分からないのが実態だと思っておりますから、数の確認ということは、当然のことかもしれませんが、道に対して、それぞれ連携を取りながら、どういう方向性で対策が取れるのか、そういうことの検討をお願いするところから始まるんだと思います。

前向きに提言していきたいと思っております。

●議長

(10時24分)

3番竹森議員。

●3番

ありがとうございます。

やはり、鹿の害というのは、去年から今年にかけて、こういう被害が出てきたということは、相当数増えているはずなので、また今年から来年にかけてというのは、また多分更に被害が大きくなるので、関係機関というか、そこに周知してもらって、認識して、対策としては、自己対策みたいな形になると思うんですけれども、北海道全体、日本全体なんでしょうけれども、みんなで認識しながら被害を軽減できる方向に向かって、対策して頂きたいと思っております。

以上で、質問を終わります。

ありがとうございました。

(10時25分)

(2. 1番篠田議員の質問・答弁)

(10時25分)

●議長

引き続き、一般質問を行います。

1番篠田議員。

(1番 登壇)

●1番

おはようございます。

私は、大綱1点について、質問させていただきます。

平成29年4月に民間に無償譲渡された、老人保健施設「健寿苑」及び老人総合福祉

施設「やすらぎの家」、この2介護施設に当町の職員を派遣し、本年度で3年間の派遣期間が満了となるところでありますが、派遣開始から2年が経過した中で、現況等についてお伺いしたいと思います。

1点目は、派遣職員の派遣先での業務及び勤務体制で、これまで問題が生じていなかったのか、又、生じていた場合、どのように対処され、改善されているのかお伺いしたいと思います。

2点目は、この派遣に係る職員の処遇等について、平成29年3月13日に組合と協定を結んでおられますが、その中で、「派遣期間満了後の職員の処遇」の項目では、「派遣職員は職員派遣の期間が満了したときは、職務に復帰することとし、職務の復帰先は、配置転換及び職種転換等により当局があらゆる努力を尽くすこととする。ただし、職員が新法人での引き続きの勤務を希望する場合にあたっては、希望する職員すべて新法人で雇用されるものとする。」となっており、このことから、派遣された職員の意思が、尊重されることになっていると思われませんが、この点についてお伺いしたいと思います。

3点目は、一番大切なことではありますが、現在は民間の事業者が、責任を持って、入所者の方々のお世話を頂いておりますが、派遣職員が職務に復帰した場合、介護施設のスタッフが減少しても、入所者の方々に迷惑がかからないよう、民間事業者は対応して頂けるのかをお伺いしたいと思います。

以上、3点について、お伺いしたいと思います。

●議長
町長。

(10時28分)

(町長 登壇)

●町長

篠田議員のご質問にお答えをしたいと思います。

民間に無償譲渡した2つの介護施設の現況についてということでもありますけれども、まず、やすらぎの家、健寿苑の2施設につきましては、議員の皆様、町民の皆様のご理解のもとに、平成29年4月、日本介護事業団に無償譲渡をし、地域包括ケアシステムの新たな体制づくりに向けて、町との連携のもとで運営が行われているところであります。

ご質問の1点目、派遣先での業務及び勤務体制の問題、そして、その対処、改善についてでありますけれども、まず最初の1年間は、職員の勤務シフトを、運営移管前と同様とする形で業務を開始し、2年目からは、日本介護事業団の就業規則に基づき、運営されております。

この間、町としても事業団との連携、更には、派遣職員との面談を行う中で、勤務の状況等を確認し、退職者の補充や、夜勤体制の改善、更には、小規模多機能型居宅介護事業の開始などについて、話し合いを行って参りました。

事業団では、継続して独自にこの地域での職員募集を行うとともに、札幌市に本部のあるノテ福祉会との連携、調整のうえ、職員の派遣を行い、不足の補充や円滑な事業展開に努めて頂いているところであります。

やすらぎの家、健寿苑の2施設では、パート職員を含めると、派遣前の職員を上回る体制で運営を行っております。

常勤者とパート職員の役割分担から、夜勤体制などに改善を求める声も承知しておりますが、職員それぞれのスキルアップのほか、介護サービスの充実に向けて、研修会への参加の促進、また、職員間でのカンファレンスの充実にも努めながら、改善に努めているところであります。

2点目と3点目の組合協定による町への職務復帰と入所者に対する対応については、関連がありますので併せて答弁をさせていただきますが、派遣期間満了時においては、基本的には、関係法令に基づく対応が必要となりますけれども、施設の譲渡によって、復帰後の配置には制約があることから、配置転換や職務転換についても、明記したところであります。

また、職員の理解を頂くために、退職金の上乗せに加えて、給与の改善が必要と考え、事業団にも申し入れを行って参りましたが、本年10月には、消費税引き上げを原資とする国の介護報酬の見直しにより、処遇改善が実施されることとなっております。

現在事業団において、当町の派遣職員を含めて、給与の改善策が検討されており、町としても、この内容を確認した上で、職員の協力が得られるよう、職員組合と協議を進めて参りたいと考えています。

施設譲渡の目的が、冒頭申し上げたとおり、本町の地域包括ケアの推進であり、そのためにこれまで培った看護、介護等の専門的知識、ノウハウを生かして頂くことが重要であり、派遣期間終了後は転籍をして頂きたいと考えており、そうした説明を行って参りました。

今後、9月末までには事業団とともに、職員の最終的な意思確認を行って参りますが、派遣終了後においても、譲渡の目的が達成されるよう、事業団とも連携を深めて参りますので、ご理解を頂きたいと思っております。

●議長

(10時33分)

1 番篠田議員。

●1番

2年経過をして、うちの派遣職員が退職をして、その補充については、それぞれ事業団の方でも、パートですとか、通常勤務の職員についても、配置をして補っているようなんですけれども、実態としては、お聞きしているのは、うちの派遣職員が、夜勤の方を主にやっているような状況で、パートなどでは夜勤に入れられないというようなことで、一部入っておられる方もいるようですけれども、なかなか休みが取れない、有休が取れない、また、公休についても、買い取りをされて、勤務に充てているというような状態もあるようでございます。

非常に厳しい勤務状態というのが現状にあるようです。

これは、徐々に改善はされていくものかとは思われますけれども、実態として有休の消化率を、総務の方に調べてもらったんですけれども、やすらぎの家、平成28年、有休、役場の場合は1月から12月までというような形での有休の扱いになってございますので、平成28年がやすらぎの家が平均で6日、そして、29年が3.8、30年が3.6。

健寿苑につきましては、平成28年が7.7、29年が7.8、平成30年は5.0というような数字になっています。

病院はとなると、平成28年が7.2、平成29年が7.4、平成30年が6.2というような形で、やすらぎの家、健寿苑は、非常に有休も取りづらいような状況下にあるというのが、ここでも出ているのかなと思います。

ちなみに、現業職の部分でいきますと、平均をしますと、平成28年は6.9、29年が6.6、平成30年が5.4でございます。

このような状態なものですから連続勤務という時も、時にはあるということで、非常に厳しいような勤務状態にもあるのかなと思います。

今、派遣されている職員の方々、町の職員住宅にも入居されている方がおられます。

お聞きをしますと、11名ほど入居されているというようなお話もお伺いします。

その部分が一体どうなるのかというのも、きちっとお話も頂いていないというようなこともございますし、いずれに致しましても、このような中、いずれにしても給料はおそらく下がってくるだろうというような中で、やはり最後は、本人がどう考えるかが一番大事だなと思います。

確かに、人事権は町長がお持ちですけれども、ただそこまでとなると、ちょっとどうなのかなとは思われます。

いずれに致しましても、最終的には、本人の意思を尊重して頂ければなと思いますけれども、その点について、再度、お聞きをしたいと思います。

●議長

(10時37分)

町長。

●町長

篠田議員の再質問の中で、まず有休の消化率、また、職員住宅への入居等々ということですが、今、有休の消化率を例として、非常に労働環境厳しいのではないかというご指摘だと思います。

まさに、今ほど例に挙げて頂いた、やすらぎ、健寿苑だけじゃなくて、病院のことも挙げて頂きましたけれども、病院自体も、やはり有休の消化率としては、一般事務職と比べて非常に少ないというのが、これ実態でありまして、言い逃れをするつもりはありませんけれども、まさにこれが今の医療・介護を取り巻く現場の実態、全国的な実態なんだろうというふうに思っております。

そうは言いながらも、ご指摘の通り、やすらぎと健寿苑については、過去に比べても

取得率が非常に少ないよというご指摘でありますし、このことは本当にそのとおりだと思っております。

また、今回の国が進めております、働き方改革の関連法案等々においても、労基法の中で長時間労働の是正ということがはっきり謳われておりますし、年間の有休を5日以上、最低限でも取りなさいということが出てきているわけですから、これは、2施設に限らず、しっかりと私共もそれぞれの団体、特に私共の今、私共の職員をここに委ねているわけですので、しっかりと求めていかなければならないというふうに考えております。

次に、職員住宅への入居が継続できるのかどうかということで、今後のことについて、触れられていないということですが、これは、当初から、その職員が、町から派遣された職員が転籍をするということになった場合も、その職員については、ずっといて頂いて構いませんということで、これは伝えてありますので、ご理解を頂きたいと思っております。

また、給与の問題につきましても、まさに民間ということで、縮減されるということは、現実として否定することは出来ないと思っておりますが、先ほども冒頭の説明で申し上げましたとおり、消費税を原資とした国の対策として、給料の見直し加算というようなこともありますから、これらはしっかりと詰めた上で、そして、更には、町が独自で提案をさせて頂いております退職金の加算等々も含めて、こういう中でご理解を頂くように努めて参りたいと思っております。

冒頭申し上げましたとおり、法の中でそれぞれの、しっかりと尊重して、進めていきたいと思っておりますけれども、何よりも、現場で働いていらっしゃる方々が奈井江町の地域包括ケアをきっちり支えて頂いているということ、これ紛れもない事実でありますし、このことについては、私共としても、これからも、大きく期待するところが大きいわけですので、一生懸命ご理解を頂くよう努力して参りたいと思っております。

よろしくお願い致します。

●議長

(10時40分)

1 番篠田議員。

●1番

これから、組合とも協議を進めていかれるというお話もございますので、いずれにしても、処遇の部分、きちっと説明をしてあげて、あとは、最後はやはり本人の意思だと思っております。

それと、職務に復帰した場合、当然、施設に入所されている方々がおられますので、それは、今、管理をしている事業者がきちっと責任を持って、対応をして頂けるように、是非やって頂きたいなと思っております。

また、9月には、結果が出てくるようですので、またその時にでも、お伺いするものは、お伺いしていきたいなと思っております。

以上でございます。

(3. 6番笹木議員の質問・答弁)

(10時42分)

●議長

引き続き一般質問を行います。

6番笹木議員。

(6番 登壇)

●6番

6番笹木利津子です。

先の通告に従い、自転車保険加入の促進を求める取り組みについて、町長にお伺い致します。

環境に優しい交通手段で、身近で手軽な乗り物として、多くの人々が利用する自転車の普及台数は約7,200万台で、自動車の台数とほぼ匹敵するほど多くあります。

そのため、歩行者や他の自転車を巻き込んだ事故は一向に減ることがありません。

そこで、万一の事態への備えが必要になります。

また、自転車保険条例の制定が自治体に広がる動きがあります。

そのことも踏まえ、国は今年1月、国土交通省内に自転車事故による損害賠償のあり方を協議する有識者検討会を発足させました。

現在、保険の補償内容や、自動車損害賠償保険と同様、全国一律で自転車利用者に、保険加入を義務付けるかどうか、検討を行っています。

自転車は、子供から高齢者まで幅広い層が利用し、利用頻度や経済力にも大きな差があります。

こうした点も踏まえた丁寧な議論も求められているところです。

また、事故を起こした自転車運転者の約4割が20歳未満であることから、保護者の加入の必要性も指摘されています。

17年12月に成立した自転車活用推進法の中に、提言内容が随所に盛り込まれていますが、昨年6月に閣議決定された推進計画には、法律による保険加入の義務化について、検討を進める方針が明記されています。

自転車に関わる事故は、総数こそ減少しているものの、「自転車対歩行者」に限ると、年間約2,500件で横ばいが続いています。

近年は、歩行中の女性をはねて重傷を負わせた小学生の親に、裁判所が約9,500万円の支払いを命じるなど、高額賠償の判決が相次いでいます。

ところが、保険への加入は十分に進んでいないのが現状であり、17年に歩行者が死亡または重傷を負った自転車事故のうち、保険に加入していた加害者は6割にとどまっています。

自転車保険は、加入した保険の種類によって補償額が異なるものの、年間数千円の保

険料で最大1億円程度の個人賠償責任補償が主流となっています。

低額の費用で手厚い補償を得られるのが特長です。

このため、住民に自転車保険の加入を勧める自治体が増えています。

いずれの自治体も、通学や通勤を含め、自転車を利用する全ての人を対象になります。

また、自転車販売店やレンタル店に対しても、購入者や利用者が保険に加入しているかどうか確認し、保険加入を勧めるよう協力を求めています。

例えば、兵庫県では、15年3月、全国で初めて保険加入を義務付ける条例が成立しました。

同年4月には、県交通安全協会が損害保険会社と提携し、独自の自転車保険制度を始めました。

保険料を含め、年間1千円から3千円を支払うと、家族全員を対象に最大1億円まで賠償金を補償し、加入者は、現在約10万人に上ります。

京都市では、10年に自転車の安全・安心な利用を促す条例が成立。

同条例は、全国で初めて、市立小中学校で自転車交通安全教室の実施を義務付けると共に、販売業者らに保険加入促進の努力義務を課す内容でありました。

この条例を改正し、18年4月から自転車保険の加入義務付けが始まりました。

このように、自転車保険の加入を義務付ける条例が成立するなど、制度化の動きは一層広がりを見せています。

ここで、奈井江町において、

1. 自転車事故対策の周知や安全教育の取り組みについて。
2. 町民の自転車保険加入状況と周知について。
3. 自転車保険加入の義務化や推進を求める条例の制定に対しての町長のお考えをお伺い致します。

●議長

(10時48分)

町長。

(町長 登壇)

●町長

笹木議員の自転車保険加入の促進の取り組みということでのご質問にお答えをしたいと思います。

3点にのぼるのかなと思いますが、自転車事故対策周知、そして安全教育の取り組み。

2点目には、自転車保険加入状況とその周知。

3点目に、加入の義務化、推進を求める条例制定の検討ということかと思いますが、まず1点目ではありますが、自転車事故対策の周知、安全教育の取り組みについてでありますけれども、本町においては、町民総ぐるみの交通安全運動の取り組みもあり、昨年1年間は死亡交通事故がなく、また、自転車乗車中、また、歩行中に交通事故で負傷された方もいなかったということで、大変喜ばしいことだと思っております。

四季の交通安全運動に加えて、毎月1日・15日の朝の街頭啓発などにおいても、通学路上の主要な交差点に交通安全指導員を配置し、自転車利用者には降りて横断歩道を渡るよう指導をしておりますし、毎年開催される小学校の交通安全教室では、警察署・交通安全指導員による自転車の乗り方についての直接指導を行っております。

また、町内老人クラブで開催する交通安全教室においても「自転車は軽車両であり、人身事故が発生した場合は、運転者に賠償責任が生ずる」ことをお話するなど、注意喚起を行っております。

今朝もですけれども、私も1日・15日交通パトロールの他に、務めがない時は、街頭に立たせて頂いておりますし、今朝も通勤の途中、自転車の子供たちが横切って行きましたけれども、しっかりと交差点でちゃんと止まって、下りて頂いているということで、守ってくれてるなという思いをしているところであります。

2点目の町民の自転車保険加入状況と周知についてですけれども、現状における町民全体の加入状況については把握しておりませんが、小・中学校においては、新学期と同時に、自転車通学に関する通知の中で、保険加入推奨のお知らせがなされております。

特に、中学校では、自転車の利用頻度と共に、事故の危険性も高まる年代であるということから、本年度から、任意保険加入を、自転車通学の条件に加えたところ、全校生徒102名中91名が保険に加入している状況にあるということで、お聞きをしております。

今後においては、議員の質問にありましたとおり、多額の賠償事故に繋がる可能性もあることから、交通安全教室などでのマナーやルールの学習に加えて、損害賠償保険加入についても、町の広報等を通じながら、住民周知を検討して参りたいというふうに考えております。

最後になりますけれども、3点目の自転車保険加入の義務化や推進を求める条例制定などの検討ということではありますが、今年4月1日現在、日本全国で都道府県を含めて88の自治体が条例を制定しておりますが、道内では、北海道のみの制定となっております。

道の条例では、国の自転車活用推進法などにに基づき、自転車の安全利用に加えて、サイクルツーリズムの推進ということが、大きな柱になっているかと思っておりますが、多岐にわたって規定をされております。

本町と致しましては、今後の国の動向なども見ながら、また、道の条例の推進状況なども勘案しながら、これまでの安全対策、更には、保険加入の勧奨に取り組んで参りたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

●議長

(10時52分)

6番笹木議員。

●6番

只今、町長から答弁を頂いたんですけれども、まずは1点目、自転車事故が昨年はないということでございました。

ただ、思うんですけれども、自転車事故に限っては、警察の方が、警察が介入しないと、なかなか知り得ない部分で、例えば子供同士がぶつかって怪我をしたりとか、自動車とぶつかると、もう交通事故になりますから、当然、警察介入するんでしょうけれども、全くないというふうには私自身は思っておりません。

それと、本年度から始めて頂きました、中学校の保険加入の状況ですね。

120名中91名加入して頂いた、これは本当に保護者の方の認識が本当に高いんだなと思っております。

私も、交通安全期間中に、中学校の前で、春秋、学校前にずっと長年立たせて頂いているんですが、小学校はヘルメットが義務化されている。

中学校は、ほとんどヘルメットは被って、自転車では登校されてないですよ。

どうして被らないのかなという思いもあったんですけれども、そこら辺も、出来れば推進の方向に進めていって頂きたいと思いますし、子供に限らず、自転車の走行中、例えば、ヒヤッしたり、ハッしたりという経験を持っている人は、殆どの自転車乗る方、あるんじゃないかなと私は認識しています。

私今回この質問をするにあたり、自転車保険のパンフレットを取り寄せてみたんですね。

それで、これがそのパンフレットなんですけれども、保険会社によって、若干の違いはあるかもしれませんが、例えば本人型、本人だけ加入するというふうになると、月額300円、それで、死亡後遺症に100万、入院保険に1,500円、通院保険に1千円。

ここですごいのは、個人賠償責任に国内で1億円、国外で1億円ということで、補償がされるというふうに明記をされております。

もっとすごいのが、ご夫婦2人とも自転車乗るんだよと、夫婦型になりますと月400円ですね。

家族全員で入るわとなったら540円だっていうんです。

私も、本当にこのパンフレットを見て、保険料の安さと補償の充実には、ちょっと驚いたんです。

もう1点驚いたのが、自転車運転中はもちろんなんですけれども、プラス、自転車運転中以外の場合にも補償されるというのが、この保険だそうですね。

例えば、駅のホームで転んだ、道路で転んだ、例えば自動車にはねられた、自分が運転している時に怪我をしてしまった。

もう一つは、賠償の部分ですけれども、買い物中に、お店の商品を誤って壊してしまったとか、友人から借りたバッグが盗まれたとかいう部分の補償も、損害賠償として請求が出来るというようなことで、これら全部含めて、1人で加入する場合は月300円、年間で払うと3,520円。

私も改めて、今回このパンフレットを取って、保険料の安さ、それから内容の充実という部分では驚いた部分もあるんです。

例えば、今、私お話をさせてもらった、このパンフレットの内容も、知らない町民の方も沢山いらっしやるんじゃないかなって。

私自身も、本当に申し訳ない、あまり認識がなくて、詳しく理解をしていない面もありましたので。

例えばこの保険内容も含めて、それらの周知も含めて、自転車保険の加入、促進に向けて一歩、パンフレットが示すような安価で補償があるんだよという部分も含めて、町民の安心・安全が進んでいくような方策を取って頂けるかなという思いで、再度、町長にお伺い致します。

●議長

(10時57分)

町長。

●町長

自転車の、冒頭申し上げました、事故件数はゼロですよということを申し上げましたけれども、まさに、議員がご指摘の通り、ヒヤリハットといいますか、おそらく警察で、事故として扱われるようなことがあってはならないという大変ですが、そこまで至らないことが多々あるかと思えますし、それは、正直、私共も目の前で、何回も見ているところであります。

いわゆるヒヤリハットというのが、しょっちゅう起きているということでもありますし、何よりも、先ほど来、子供たちに対するということでの、私の答弁も主体に説明をさせて頂きましたけれども、正直申し上げまして、お年寄りの自転車運転が極めて危険な状況にあるということは、私自身が認識しております。

片側一車線を交差する、町で言えば5条だとか2丁目だとかという大きな道路でも、その真ん中をふらふらと運転して走っていらっしゃるのは、残念ながらお年寄りの方なんですわね。

本当に奈井江町はそういう意味ではまだ皆さん、ドライバーの方が気を使って運転して頂いているということで、事故に繋がっていないのかなというふうに思っておりますが、まさに、今、議員は事故発生後の安心・安全のために、低額で加入できる保険をちゃんと推進しましょうということで、これは先ほど申し上げた通り、色々なツールを使って、勧奨といいますか、理解を求めていきたいと思っておりますが、それ以前の今言ったヒヤリハットですとかのことが少しでも起きないように、まさに、免許の返納ではありませんけれども、自転車に乗る方たちにも、一定の自覚を求めるような形での交通安全対策も、これから更に進めていかなければならないのかなというふうに感じております。

感想的なことしか申し上げられませんが、そんな形でこれから進めて参りますので、よろしくご理解頂きますよう、お願いします。

●議長

(11時00分)

6番笹木議員。

● 6 番

今ほど町長に答弁頂いた、その通りでありまして、少しでも町民の方が、安心・安全に、少しでも繋がるような、そんな状況を希望しての質問です。

よろしくお願い致します。

それでは次の質問に入らせて頂きます。

学校教育の更なる国際化に向けた取り組みについて、教育長にお伺い致します。

我が国の国際化が日々進展する中、これからの時代を担う子供たちが、外国の人々に対して、おそれや偏見などを持たずに、同じ人間として分かり合え、時には、議論や励ましを送り合う、そのような関係を結び合えれば素晴らしいことだと思います。

しかし、我が国は島国であり、一般的にいて日常的に外国人と接する機会はまだまだ少ない、多いとは言えません。

特に、奈井江のような地方都市は、その傾向が顕著です。

そのような中、30年以上前から、総務省、外務省、文部科学省と一般財団法人自治体国際化協会の協力によって続けられてきたプロジェクトに「JET（ジェット）プログラム」があります。

このプログラムは、世界各国にある大使館などの在外公館において、日本で英語を教える若者などを募集・面接し、旅費や給与を日本が保障した上で招聘する事業ですが、現在では54か国から約5,500人の若者が日本全国で活躍しています。

基本は1年間の期間ですが、最長5年間プログラムに参加することもできます。

彼らは、日本の文化に触れ、ますます日本が好きになり、帰国後も様々な形で日本と母国との懸け橋になっています。

招聘する業種は、ALT外国語指導助手、CIR国際交流員、SEAスポーツ国際交流員の3種類ですが、そのほとんどはALTによる招聘です。

このALT外国語指導助手は、小学校教師や、中・高等学校の英語教師と共に、英語の授業に加わり指導を行うものですが、中には、学校の諸活動にも積極的に参加し、子供たちと日常的な触れ合いを持つ場合もあります。

ご存知のように、小学校においては、新学習指導要領の全面実施が2020年4月に控えており、2019年度まで本年3・4年生の外国語活動、5・6年生の教科としての外国語が先行実施されています。

そのような中、ネイティブスピーカーの発音を子供たちに聞かせることは大変有効であり、奈井江町の子供たちが、直接的に外国生まれの人と触れ合う体験は、国際人を生み出す意味においても、貴重な教育になるのではないのでしょうか。

なお、彼らを任用した市区町村などの地方自治体は、その人数に応じて国から普通交付税1人あたり約500万円が加算されます。

しかも、近年は、日本文化への関心の高まりによって、応募する外国青年も多く、選抜により来日しますので、自治体の必要人数は100%満たされ、その質にも定評があると伺っております。

現在、奈井江町において、外国人英語教師として1名の任用ですが、全国においては、小中学校1校に1人の割合で任用している自治体もあります。

そこで提案ですが、奈井江町の小中学校においても、2020年度からの新学習指導要領の全面実施を見据えた、また、各学校での生き生きとした国際教育の展開を期待する意味からも、1校に1人を目標に、このJETプログラムによる外国語指導助手の更なる任用を検討し、英語教育の充実を図るべきであると考えますが、この点について、教育長にお伺い致します。

●議長

(11時04分)

教育長。

(教育長 登壇)

●教育長

只今、笹木議員よりご質問のございました、学校教育の更なる国際化に向けた取り組みについて、ご答弁を申し上げたいと思います。

当町におけます外国語教育につきましては、現在、認定こども園や小学校低学年を対象とした「英語で遊ぼう」をはじめ、英語指導助手1名を配置をさせて頂きまして、幼児期から小学校、中学校と繋がりを持ち、英語に慣れ親しみ、意欲をもって学べるよう、現在努めているところでございます。

このほか、英語に対する学習意欲や学力向上を目的とした「英語検定助成」など、英語の重要性を認識した取り組みも行っているところでございます。

文部科学省では、地域社会においてグローバル化が進展する中、英語教育の改革を重要課題と位置付けまして、今般の小学校・中学校の新学習指導要領では、小学校3年4年生において、現在より10時間増加となる年間35時間の「外国語活動」とするほか、5年生6年生においては、新たに「外国語科」を設けまして、現在より20時間増加となる年間70時間の授業時数が、来年度より本格実施をされるところでございます。

また、中学校の英語教育におきましても、表現力を高めながら、お互いの考えや気持ちなどを伝え合うコミュニケーション能力の向上を重視した内容ともなっているところでございます。

こうした中、今後の小学校・中学校での指導体制のあり方、また、認定こども園や小学校低学年の活動時間をどのように確保していくかが、私ども教育行政にとりましても、大きな課題の一つということで認識をさせて頂いているところでもございます。

そのようなことから、英語指導助手の複数体制も含めまして、外国語教育のあり方について、今後十分に検討して参りたいと考えてございますので、何とぞご理解を賜りますよう、お願いを申し上げます。

以上、答弁と致します。

●議長

(11時07分)

6番笹木議員。

● 6 番

只今、教育長より、外国語指導助手増員に対して必要性を感じるとの答弁を頂けたのかなというふうに思いました。

来年度の学習指導要領、今、英語の時間が大幅に増えます。

その中であって、先ほども申しましたけれども、ネイティブスピーカー、本当の、私たち、同じような発音をしろと言っても無理な話でありまして、実は昨年まちづくり常任委員会で参加させて頂いた折に、認定こども園での年長組の子供たちが喜んで、先生と英語に親しんで、そういう様子も大変記憶に残っています。

私今ここでは申しませんが、果物を英語で発音するんですね。

子供たちの方が上手です。

ということは、やっぱり耳で聞いて、それを声に出す。

すごいなと感激したんですよ。

必要なんだと本当に思いました。

小学校でも中学校でもそれぞれの年齢、また学年に合わせての授業も参加させて頂きましたが、残念ながら先生はお1人です。

複数人の先生が、今、認定こども園、小学校、中学校、各学校回りながら、授業を受け持つことが出来たならば、今ほども言いました子供たちは本当の発音の英語に触れる、相手が違う英語の音に触れることが出来るんだということを、大変重く私自身も感じていますし、是非そうになって頂きたいな、そういう勉強を進めて頂きたいな、大変期待をしているところです。

是非、指導助手の先生が奈井江町に増えることを強く要望致しまして、質問を終わります。

以上です。

● 議長

以上で、一般質問を終わります。

ここで11時20分まで休憩を致します。

(休憩)

(11時09分)

日程第6 報告第1号の上程・説明・質疑

(11時19分)

● 議長

会議を再開します。

日程第6、報告第1号「平成30年度奈井江町一般会計予算繰越明許費繰越計算書について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

第2回定例会ご出席、大変お疲れさまでございます。
それでは、報告第1号について説明を申し上げます。
議案書の1頁をご覧ください。

「平成30年度奈井江町一般会計予算繰越明許費繰越計算書について」でございます。
本計算書につきましては、3月の定例会において、ご決定頂きました事業の翌年度繰越額が確定したことに伴い、報告をするものであり、農業基盤整備促進事業で530万7千円、財源内訳と致しまして、国・道支出金で164万円、その他として受益者負担金でございますが366万7千円となっております。

以上、報告申し上げますので、ご承認下さいますよう、よろしくお願い申し上げます。

●議長

以上、報告事項ですが、特に質疑があれば、発言を許します。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。
報告第1号を報告済みと致します。

日程第7 報告第2号の上程・説明・質疑

(11時21分)

●議長

日程第7、報告第2号「奈井江町第6期まちづくり計画「前期実施計画」の変更について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書の2頁になりますが、報告第2号として「奈井江町第6期まちづくり計画「前期実施計画」の変更について」を上程させて頂いてございます。

本案につきまして、この後、担当参事より、説明をさせて頂きますので、よろしくご審議の上、ご承認下さいますよう、お願い申し上げます。

●議長

まちづくり参事。

●まちづくり参事

報告第2号につきまして、ご説明を致しますので、定例会資料の1頁をお開きを頂きたいと思っております。

今回の変更につきましては、前期実施計画における新規事業の掲載、それから事業実施年度の変更等の整理を行ったものでございます。

資料1頁から2頁の上段にかけてございます実施項目では、南団地公営住宅解体工事、小学校ICT環境整備など、7項目で新規掲載及び項目内容の変更等を行ったほか、8つの項目で事業実施年度の延期を行っております。

次、2頁の中段からの寿団地6号線道路改修工事など、完了事業8項目を掲載をさせて頂いております。

3頁では、東団地公営住宅解体工事など8項目について、改元に伴う年度表記を整理をしております。

なお、今回の報告に基づき、改訂を行った計画書を別冊で配布をしておりますので、後ほど、ご覧を頂きたいと存じます。

以上、第6期まちづくり計画前期実施計画の変更について、ご説明を致しました。よろしくご審議の上、ご承認下さいますよう、お願い申し上げます。

●議長

以上、報告事項ですが、特に質疑があれば発言を許します。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

報告第2号を報告済みと致します。

日程第8 議案第5号の上程・説明・質疑・討論・採決

(11時24分)

●議長

日程第8、議案第5号「奈井江町税条例等の一部を改正する条例」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書の39頁をお開き下さい。

議案第5号「奈井江町税条例等の一部を改正する条例」でございます。

41頁をご覧を頂きたいと思いますが、本案につきましては、国民健康保険の税率改正による国民健康保険事業会計の健全運営を図るため、また、軽自動車税、環境性能割の非課税等の規定につきまして、道の規定する自動車環境性能割と同様の取扱いとするため、町税条例の一部を改正したいとするものでございまして、この後、担当課長より、その詳細について説明をさせますので、よろしくご審議の上、ご決定をお願い申し上げます。

●議長

くらしと財務課長。

●くらしと財務課長

改めまして、第2回定例会ご出席、お疲れさまでございます。

議案第5号「奈井江町税条例等の一部を改正する条例」につきまして、資料の10頁、資料3の税率改正資料をご覧願います。

北海道の保険税の統一に向け、当町の税率を道から示されました標準保険税率に近づけるための改正でございます。

当初予算におきまして、医療分で1,712万円ほど多く、後期分、介護分で1,681万円ほど少ない現状にあり、北海道から示されております3つの区分に見合った保険税にするため、減額になるものは減額する一方で、負担が増えるものについては、町独自の激変緩和措置と致しまして、その差額の2分の1を現行税率に加算する改正を行うものでございます。

資料の11頁、国保事業会計基金残高の見込みをご覧願います。

今回の改正によります基金残高は、2億2,842万6千円の見込みとなっております。

資料の10頁に戻りますが、国民健康保険税率の改正につきまして、左表の改正案税率②の上段から順に、医療分の所得割を7.9%に、医療分の資産割を28%に、医療分の均等割を1万9,500円に、医療分の平等割を1万7千円に減額改正し、後期高齢者支援分の所得割を1.65%に、均等割を6,400円に、平等割を4,300円に、介護分の所得割を2.09%に、それぞれ増額改正するものでございます。

次に、資料の6頁、新旧対照表をご覧願います。

第149条の2では、保険税の減額につきまして、中段(1)に前年の総所得が一定の基準以下の場合、均等割額と平等割額の7割軽減になりますが、医療費分の均等割額を1万3,650円に、平等割(イ)特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯を1万1,900円に、(ロ)特定世帯では5,950円に、(ハ)特定継続世帯では8,925円に減額改正し、下段になりますが、後期高齢者支援分の均等割額を4,480円に、平等割(イ)特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯を3,010円に、(ロ)特定世帯

では1,505円に、(ハ)特定継続世帯では2,258円に、増額改正するものであります。

資料7頁(2)の5割軽減につきましては、医療費分の均等割額を9,750円に、平等割を(イ)特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯では8,500円に、(ロ)特定世帯では4,250円に、(ハ)特定継続世帯では6,375円に減額改正し、中段になりますが、後期高齢者支援分の均等割額を3,200円に、平等割を(イ)特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯では2,150円に、(ロ)特定世帯では1,075円に、(ハ)特定継続世帯では1,613円に、増額改正するものでございます。

資料8頁の(3)2割軽減につきましては、医療費分の均等割額を3,900円に、平等割を(イ)特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯では3,400円に、(ロ)特定世帯では1,700円に、(ハ)特定継続世帯では2,550円に減額改正し、中段になりますが、後期高齢者支援分の均等割額を1,280円に、平等割を(イ)特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯では860円に、(ロ)特定世帯では430円に、(ハ)特定継続世帯では645円に、増額改正するものでございます。

次に、定例会資料9頁、資料2-②新旧対照表をご覧ください。

軽自動車税の環境性能割の非課税及び減免の特例の改正になりますが、令和元年10月の消費税率10%への引き上げ時に「自動車取得税」を廃止し、新たに「環境性能割」の課税が始まります。

軽自動車環境性能割と致しまして、市町村が課す税となりますが、当分の間、北海道が賦課徴収事務を行いますことから、町税条例の附則第15条の3におきまして、軽自動車税環境性能割の課税免除及び非課税の要件について、北海道の取り扱いに合わせる旨の内容を規定するため、町税条例を改正するものでございます。

次に、議案書の40頁をご覧ください。

附則の第1条では、本条例の施行期日を平成31年4月1日とするとともに、第2条では、経過措置と致しまして、平成30年度分までの国保税につきましては、従前の例によることを定めているところでございます。

以上、奈井江町税条例等の一部を改正する条例について、ご説明申し上げました。

よろしくご審議、ご決定の程、お願い申し上げます。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

3番竹森議員。

●3番

只今、税条例の改正について説明があったんですが、その中で、特に、国民健康保険税の税率改正について伺いたいと思います。

その中で、2点、伺いたいと思います。

今の説明のとおり、都道府県化によって、全道統一の保険料に向かって、2年目になるのかな、6年後に統一するという目標の下に、今、進んでいる中での税率改正だと思

うんですが、説明あった通り2分の1の激変緩和で行うということ、説明ありました。

先の4月の臨時議会は、限度額の変更もありました。

それも関係するのでしょうか。

今回、説明資料の10頁で説明ありましたとおり、税率の改正内容については、医療分については、資産割が減っている。

あと、後期高齢者と介護の面については、負担が増えていくような傾向であって、激変緩和ということ。

4年後に向けて、その見通しについてどうなのか。

始まった当初は、市町村に賦課の権限があって、今、4方式で賦課している町村のやり方も認めると。

北海道については、標準税率、各市町村に示す方式については、3方式で計算するんですが、各市町村の賦課は4方式も認めるという話もあったんですが、その方向はどうなっているのか、また、大まかに2億円を超える基金が残るわけなんですけれども、その都道府県化の統一に向けた後について、その使い道について、どのように考えておられるのか、その2点について、伺いたいと思います。

●議長

くらしと財務課長。

●くらしと財務課長

只今の竹森議員のご質問、2点でございますが、まず、限度額の部分についても影響するののかというところでございますが、これにつきましては、4月の臨時会で改正させて頂いた限度額についてなんですけれども、後期高齢者の支援分については、限度額も上がっているところでございますが、今回、後期高齢者支援分については、2分の1ではございますが、上げるという中では、高所得者の限度額に影響してくるものというふうに考えているところでございます。

また、今後の道の統一方式に向けての部分での市町村の見通しということかと思いますが、これらにつきましては、今、道では加入者負担の公平化、同一所得、同一保険税というところに向けて、進めているところでございますが、本年5月に開催されました、国保市町村連携会議の中では、統一保険税率を達成するため、市町村の取り組みと致しまして、保険税算定上の賦課割合を道の示す標準保険税率の賦課割合に合わせることに。

それと、標準保険税率の賦課方式を、資産割を廃止した3方式にすること。

これらの取り組みにつきまして、道の支援のあり方を含めて、今後1年かけて協議をしていくとされたものでございます。

また、今後の進めにおいて、2020年、令和2年には、現行の道の運営方針に基づきまして、納付金を確保できる税率設定、3方式への統一、応能・応益割合を標準保険税率に合わせる等の市町村税率の移行に向けた課題の解消策を協議していく。

2023年、令和5年度に、運営方針を改定しまして、道の激変緩和措置「医療費水

準」反映をゼロとした、所得に応じた納付金の配分とする考えでございます。

その後、2020年代に、緩やかなタイムラインで道内加入者の負担公平化「統一保険料」を目指していくものという考え方に立っているところでございます。

この道のタイムスケジュールを鑑みながら、当町の今後の税率改正の進め方につきましては、次年度以降から、令和6年度までの間で、北海道の考えております、保険税率の賦課方式、資産割を無くした3方式に合わせる調整によりまず税率改正を進めて参りたいと考えております。

具体的には、次年度令和2年度から、2年ごとに、資産割の税率を3分の1ずつ減らし、減らした分を、他の、所得割、均等割、平等割に転嫁されることとなりますが、北海道の示す標準税率との差について3分の1ずつ、平準化しながら緩やかに令和6年度までに調整を行っていきたいという考えでございます。

しかしながら、先ほど申し上げました、北海道におけます保険税の平準化には、医療費や所得水準の差、激変緩和終了時の影響などの納付金算定におけます、全道的な課題がまだまだ不明確な点がございます。

今後も、北海道の動向を注視しながら、3方式への切り替えによる急激な負担増とならないよう、基金を活用した段階的な移行を考慮した町独自の激変緩和も含めて、慎重に判断していかなければならないと思っております。

それと、基金の部分でございますが、国保被保険者の減少に加えて、北海道の運営方針では、医療費の自然増が2%で、激変緩和を設定しているところでございますが、国の平成31年度の概算要求時における1人当たりの医療費の伸び率は2.6%となっております。今後1人当たりの医療費の上昇分だけで、1人当たり保険料が上昇する見込みとなっております。

また、当町の医療費総額は下がっている傾向にありますけれども、被保数の減少によりまして、1人当たりの医療費では増加しており、保険料が上がる要素がございます。

これまでは、空知中部広域連合へ急激な医療費増の負担を含めた分賦金を払い、翌年度精算金を基金に積むことも出来ましたけれども、北海道への納付金の仕組みに変わりました。必要額を示される税率で賄う仕組みになり、今後の基金の上積みはなかなか見込めないと考えております。

加えて、北海道の示す標準税率との差、3分の1ずつに平準化しながら、緩やかに令和6年度まで調整を行っていく中で、場合によっては、もう少し緩やかな調整も必要な考え方に立たなければならないことも想定されますことから、一定の基金を持ちながら、調整をしていきたいというふうに考えているところでございますので、ご理解頂きたいと思っております。

●議長

3番竹森議員。

●3番

詳しい説明ありがとうございます。

私も、国保の質問ばかりするんですけども、都道府県化については、当初、都道府県側もなかなか難しいという話で進んでいるので、国保全体の、国の制度上の問題が最大の難関だと思っています。

奈井江町も人口減少、高齢化の波で、国保の被保険者も減少するので、今、説明あったとおり、奈井江町に対する賦課は減っても人数が減るので、1人当たりの保険料は上がってしまうという、多分、私もそのように考えているので、他町村の様子も見ながら、やって頂きたいと思います。

●議長

他に、質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑を終わります。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第5号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第6号の上程・説明・質疑・討論・採決

(11時41分)

●議長

日程第9、議案第6号「奈井江町課設置条例」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書 4 2 頁をお開き下さい。

議案第 6 号「奈井江町課設置条例」であります。

本案につきましては、町民サービスの向上や効率的な業務の推進等を目的に、行政組織の変更を行うため、課設置条例の全部を改正するものでございます。

第 1 条では、地方自治法第 1 5 8 条第 1 項の規定に基づき、次に記載してございます「町長の権限に属する事務」を分掌させるために、次の課を置くとするものでございまして、1 つ目として、総務課では、議会や行政一般に関する事項など 6 事務。

2 つ目として、企画財政課では、施策の総合計画や総合調整に関する事項など 4 事務。

3 つ目として、町民生活課で、戸籍や印鑑証明などの 5 事務。

4 つ目として、産業観光課で、農業など 4 事務。

5 つ目として、建設環境課で、下水道など 6 事務。

次頁に渡りますが、6 つ目として、保健福祉課として、保健や介護に関する事項など 3 事務。

7 つ目の会計課では、町税、使用料及び保険料の徴収に関する事項など 2 つの事務を分掌するものでございます。

附則におきましては、条例の施行期日を令和元年 7 月 1 日とすると共に、課名の変更による関係条例の一部改正を行うものでございます。

また、町民の皆さまには、この後、発行を予定してございます、町の広報誌 7 月号や予算説明書の「このまちのデザイン」、これは 7 月 1 5 日に発行を予定してございますが、これらによる周知を行うほか、来庁される方々につきましては、それぞれの窓口に見やすい表示板を掲示するほか、窓口担当職員による丁寧なご案内を実践をし、町民の皆様が戸惑うことなく、ご利用頂けるよう努めて参りたいと考えてございます。

以上、議案第 6 号について、説明申し上げました。

よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第6号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第1号の上程・説明・質疑・討論・採決

(11時44分)

●議長

日程第10、議案第1号「令和元年度奈井江町一般会計補正予算(第2号)」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書の3頁をご覧ください。

議案第1号「令和元年度奈井江町一般会計補正予算(第2号)」について説明申し上げます。

今回の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,256万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を46億8,134万9千円とするものでございます。

それでは、補正の内容につきまして、歳出より説明申し上げますので、11頁をご覧ください。

議会費では、空知町村議長会の役員会、交流会出席に係る経費2万7千円を追加計上。

2款、1項、1目では、機構改革に伴います予算補正を主なものとし、その他一般行政に要する経費では、書類の裁断処理手数料を計上したほか、33万9千円を追加したところでございます。

2目文書広報費では、広報編集者を2名体制とするための広報誌作成用のパソコン、ソフトウェア1台分を追加購入するとして、57万3千円を追加計上。

3目財産管理費では、機構改革に伴います庁舎案内板の取り換え、会議室作成等のパーティションの新設工事等で469万2千円を追加してございます。

13頁をご覧ください。

6目交通安全対策費では、交通安全指導員の1名増によります補助金3万6千円を追加計上。

10目地域振興基金では、寄附による積立金86万円を追加計上。

11目では、1千万円を追加計上して、6項の監査委員費では、出張旅費3千円を追加計上したところでございます。

14頁をご覧ください。

3款、1項、1目社会福祉総務費では、障がい者支援に要する経費として、システム改修負担金で104万5千円、国民健康保険事業会計の繰出金233万3千円を減額計上してございます。

次頁にわたります、プレミアム付商品券事業費では、消費税引上げによる消費への影響を緩和するため、低所得者、子育て世帯を対象とするプレミアム付商品券の発行・販売を行います。

これは、全額・国庫補助事業となりますが、1,240万4千円の追加計上をしたところでございます。

なお、本事業につきましては、広報7月号に、詳細を掲載するほか、申請書につきましては、ご本人に申請するなどの対応を行い、申請漏れがないように、行って参りたいと考えてございます。

8目高齢者対策費では、介護保険システムの機器の手数料69万4千円を追加計上。

16頁をご覧ください。

1目では、10月から幼児教育・保育の無償化がスタートすることに伴い、臨時職員の賃金、システム導入・改修費等、あわせて614万円を追加計上。

17頁の2目児童措置費では、29度未熟児療養医療費等国庫負担金の清算による返還金3万7千円を追加計上しております。

4款、1項、2目予防費では、風しんの抗体検査及び予防接種の委託料で162万3千円を追加であります。

18頁をご覧ください。

6款、1項、3目では、北海道からの割当によりまして、中山間地域等直接支払制度に要する経費で2千円、環境保全型農業直接支払交付金に要する経費で6千円を追加計上しております。

7款、1項、4目地域交流センター費では、公衆電話ボックスの屋根の修繕で7万円を追加計上しております。

19頁、6目温泉施設費では、積雪の影響により破損した受水槽建屋の屋根の修繕料及び消防設備の改修等で145万8千円を追加計上したところでございます。

8款、2項、1目道路維持費では、道々の維持補修に係る委託料525万4千円を追加計上。

次頁にわたります、3項、2目では157万9千円の追加計上をしてございますが、これにつきましては、北海道市町村振興協会の40周年記念事業として、防災・減災対策事業に対する交付金が157万1千円が配分されたことに伴いまして、本町におきましては、当初予算で計上しておりました、防災車両を軽自動車から普通ワゴン車へと変

更すると共に、避難所用の発電機4台を購入しようとするものでございます。

4項、2目では、下水道事業会計の繰越金の確定による482万7千円の減額計上。

10款、1項、2目事務局費では、スクールバスの暖房用ヒーターの修繕37万8千円を追加計上。

21頁にわたります、5項、3目及び6項、2目の体育施設費では、草刈作業の委託料のほか、町民プールの温水ヒーターの修繕料を計上したところでございます。

続きまして、歳入について説明を申し上げます。

8頁をご覧ください。

14款、2項、2目民生費国庫補助金では、障がい者総合支援事業費補助金で85万2千円、プレミアム付商品券事業補助金で1,233万1千円、子ども・子育て支援事業費補助金で336万円を追加計上しております。

3目では、疾病予防対策事業費等補助金で49万2千円を追加計上。

15款、1項、1目民生費道負担金では、国民健康保険基盤安定負担金で175万円を減額計上。

2項、4目では、中山間地域等直接支払推進交付金で2千円、環境保全型農業直接支援対策事業推進交付金で6千円を追加計上したところでございます。

9頁をご覧ください。

3項、2目土木費委託金では、北海道からの道路施設維持管理委託金で525万4千円を追加。

17款の寄附金では、蓑田弘大様、関口和子様、佐藤ミヤ様のほか、匿名を希望される1名の方のご寄附により86万円を追加計上したところでございます。

18款では、前年度からの繰越金5,658万9千円を追加計上しております。

10頁をご覧ください。

20款、5項、1目雑入では、温泉受水槽の修繕に係る災害補償保険収入17万2千円、北海道市町村振興協会からの防災減災対策事業推進交付金157万1千円を追加してございます。

以上におけます歳入歳出の差3,730万4千円につきましては、財政調整基金の繰入を減額をし、収支の均衡を図ったところでございます。

以上、補正予算の概要について申し上げます。

よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

1番篠田議員。

●1番

歳出の方なんですけれども、16頁、幼児教育・保育無償化の事務に要する経費で、今、614万補正されているんですけれども、財源内訳を見ますと、国庫支出金が336万円で、一般財源272万2千円となっていますけれども、この一般財源の内容とは

何になるのでしょうか、お聞きしたいと思います。

●議長

おもいやり課長。

●おもいやり課長

第2回定例会の出席、お疲れさまでございます。

只今の篠田議員のご質問にお答えしたいと思います。今回、無償化に伴う経費でございますけれども、その導入にあたっての事務費の他、本町において、未導入でございました、子育て支援システムの導入費用について計上しているところでございますが、この子育て支援システムの導入費用につきましては、総額で524万6千円となっているところでございますが、このうち、今回の無償化に伴うシステムの改修費が252万7千円ほど含まれてございまして、今回、補助の対象となるのは、導入費全体の内、このシステムの改修費用252万7千円について補助対象ということでございますので、初期の導入費用については、一般財源での対応ということで、ご理解頂きたいと思っております。

●議長

1番篠田議員。

●1番

なんとか、補助で救ってはもらえないものなのでしょうか。

●議長

おもいやり課長。

●おもいやり課長

補助の部分については、現在、道の空知総合振興局を通じまして、あくまでも今回うちの町としまして、このシステムを導入するにあたりましては、この無償化がきっかけということもございますので、それらの部分について、なんとかこの初期の導入費用についても、認めるよう、本町を通じて、国の方に要望をして頂くということで、今、協議をしているところでございます。

●議長

他に質疑ありませんか。

6番笹木議員。

●6番

先ほど、プレミアム商品券について、説明がありました。

全額国庫補助金ということではありますが、7月の広報で周知を徹底して漏れのないようにということです。

まず、その点、しっかりお願いしたいと思いますが、この低所得者と、また合わせて子育て世帯、それぞれ予算に対して、何名の人数になっているのか、教えて頂きたいと思います。

●議長

おもいやり課長。

●おもいやり課長

只今の笹木議員のご質問でございますが、低所得者部分につきましては1,400人を見込んでございます。

これにつきましては、過去に、27年と28年度だったと思いますが、臨時福祉給付金の交付を行った時の住民税の非課税通知の対象者を参考に、1,400人ということで見込んでいますし、子育て世帯分につきましては、100人を見込んでございます。

基準日である6月1日現在の対象者でありますゼロから2歳の子供の数と、基準日の最終日でございます9月末の現在の出生の見込み等を勘案しまして100人ということで、現在見込んでいるところでございます。

●議長

他に質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑を終わります。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第1号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

ここで、1時00分まで昼食のため休憩とします。

(昼休憩)

(11時57分)

日程第11 議案第2号の上程・説明・質疑・討論・採決

(13時00分)

●議長

会議を再開します。

日程第11、議案第2号「令和元年度奈井江町国民健康保険事業会計補正予算（第1号）」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書の23頁をお開き下さい。

議案第2号「令和元年度奈井江町国民健康保険事業会計補正予算（第1号）」についてでございます。

今回の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ767万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を1億8,453万6千円とするものでございます。

それでは、補正の内容につきまして、歳出よりご説明申し上げます。

28頁をご覧下さい。

総務費、総務管理費の広域連合負担金では、一般会計繰入金保険基盤安定繰入金軽減分の補正に伴いまして、財源振替を行ってございます。

続きまして、歳入について説明申し上げます。

26頁にお戻り下さい。

国民健康保険税では、奈井江町税条例の改正に基づく税率改正によりまして、一般被保険者で773万7千円、退職被保険者で4千円、それぞれ減額計上してございます。

一般会計繰入金では、保険基盤安定繰入金軽減分で233万3千円を減額計上。

基金繰入金で1,074万1千円を追加計上。

繰越金では、前年度からの繰越金701万円を追加計上したところでございます。

なお、歳入歳出の差767万7千円につきましては、基金に積立てを行うものでございます。

以上、補正予算の概要について説明申し上げます。

よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第2号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第3号の上程・説明・質疑・討論・採決

(13時02分)

●議長

日程第12、議案第3号「令和元年度奈井江町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書の29頁をお開き下さい。

議案第3号「令和元年度奈井江町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」であります。

今回の補正につきましては、繰越金の確定に伴う予算補正でありまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ43万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を9,848

万7千円とするものでございます。

それでは、内容について説明申し上げます。

32頁をご覧ください。

歳入の繰越金では、前年度からの繰越金43万3千円を追加計上しております。

33頁の歳出であります。後期高齢者医療広域連合納付金で、前年度繰越金の確定によりまして、43万3千円を追加したところでございます。

以上が、補正予算の概要でございます。

よろしくご審議の上、ご決定をお願い申し上げます。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第3号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第4号の上程・説明・質疑・討論・採決

(13時04分)

●議長

日程第13、議案第4号「令和元年度奈井江町下水道事業会計補正予算(第1号)」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書34頁をお開き下さい。

議案第4号「令和元年度奈井江町下水道事業会計補正予算(第1号)」であります。

今回の補正につきましては、繰越金の確定と、これに伴います一般会計繰入金の補正であり、歳入歳出予算の増減はございません。

それでは、補正の内容について、歳入より説明申し上げます。

37頁をお開き下さい。

4款繰越金では、前年度からの繰越金482万7千円を追加計上するとともに、5款の繰入金で、一般会計からの繰入金を同額減額計上を行い、収支の均衡を図ったところでございます。

38頁をご覧ください。

歳出においては、歳入予算の補正に伴いまして、1款下水道費、2款公債費の財源振り替えを行ったところでございます。

以上が、補正予算の概要でございます。

よろしくご審議の上、ご決定をお願い申し上げます。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第4号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

日程第14 請願第1号の上程・付託

(13時06分)

●議長

日程第14、請願第1号「2019年度北海道最低賃金改正等に関する意見書の採択を求める請願書」を議題とします。

請願書の写しをお手元に配布しておりますので、表題のみ事務局長に朗読させます。
事務局長。

●事務局長

(請願第1号) 朗読

●議長

紹介議員の補足説明があれば、発言を許します。

1 番篠田議員。

●1 番

この請願につきましては、北海道最低賃金の引上げは、ワーキングプア解消のための「セーフティネット」の一つとして最も重要なものであります。

2010年、政府の「雇用戦略対話」において、「最低賃金は、景気状況に配慮しつつ、2020年までに全国平均1,000円を目指す」と合意しています。

北海道地方最低賃金審議会の答申書においても、全国平均1,000円に向けた目標設定合意を5年連続で表記しました。

最低賃金が上がらなければ、その近傍で働く多くの方の生活は、より一層厳しいものとなり、ひいては北海道経済の停滞を招くことにつながりかねません。

2019年度の北海道最低賃金の改正にあたって、北海道労働局等に要請するものであります。

各議員のご理解とご賛同をお願い致します。

●議長

おはかりします。

請願第1号は、奈井江町議会会議規則第90条第1項の規定により、所管のまちづくり常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

請願第1号は、まちづくり常任委員会に付託することに決定しました。

日程第15 請願第2号の上程・説明・付託

(13時09分)

●議長

日程第15、請願第2号「2020年度地方財政の充実・強化を求める意見書の採択を求める請願書」を議題とします。

請願書の写しをお手元に配布しておりますので、表題のみ事務局長に朗読させます。
事務局長。

●事務局長

(請願第2号)朗読

●議長

紹介議員の補足説明があれば、発言を許します。

1番篠田議員。

●1番

政府の「骨太2018」では、「地方の一般財源総額について2018年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する」とされ、2019年度の地方財政計画でも、一般財源総額は過去最高水準となりました。

しかし、一般財源総額の増額分は、幼児教育の無償化などの国の政策に対応する財源を確保した結果であり、社会保障費関連をはじめとする地方の財政需要に対応するためには、さらなる地方財政の充実・強化が求められております。

2020年度の政府予算と地方財政の検討にあたっては、人的サービスを主とした、社会保障関連予算の充実と地方財政の確立を目指すことが必要であり、各関係大臣に要請するものであります。

各議員のご理解とご賛同をお願い致します。

●議長

おはかりします。

請願第2号は、奈井江町議会会議規則第90条第1項の規定により、所管のまちづくり常任委員会に付託をしたいと思いますと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

請願第2号は、まちづくり常任委員会に付託をすることに決定しました。

おはかりします。

只今、まちづくり常任委員会に付託しました請願第1号、第2号につきましては、会議規則第45条第1項の規定により、6月20日までに審査が終わるよう期限をつけたいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

請願第1号、第2号については、6月20日までに審査が終わるよう期限をつけることに決定しました。

閉会

●議長

おはかりします。

6月20日は、議案調査のため休会としたいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

議案調査のため、6月20日は、休会とすることに決定しました。

以上で、本日予定した議事日程を全て終了しましたので、本日はこれで散会とします。

なお、21日は10時00分より会議を再開します。

大変、ご苦労さまでした。

(13時12分)

令和元年第2回奈井江町議会定例会

令和元年6月21日（金曜日）
午前9時59分開会

○議事日程（第2号）

- | | |
|-----|---|
| 第 1 | 会議録署名議員の指名について |
| 第 2 | 議案第 7号 奈井江町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 |
| 第 3 | 議案第 8号 奈井江町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 |
| 第 4 | 議案第10号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について |
| 第 5 | 議案第11号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について |
| 第 6 | 議案第12号 北海道市町村総合事務組合理約の変更について |
| 第 7 | 議案第 9号 町有財産の取得について |
| 第 8 | 議案第13号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて |
| 第 9 | 請願第 1号 2019年度北海道最低賃金改正等に関する意見書の採択を求める請願書 |
| | 請願第 2号 2020年度地方財政の充実・強化を求める意見書の採択を求める請願書 |
| 第10 | 意見案 1号 2019年度北海道最低賃金改正等に関する意見書 |
| 第11 | 意見案 2号 2020年度地方財政の充実・強化を求める意見書 |
| 第12 | 意見案 3号 日米貿易協定交渉から日本の農業・農村を守る要望意見書 |
| 第13 | 意見案 4号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書 |
| 第14 | 会議案第1号 議員の派遣承認について |
| 第15 | 調査第 1号 議会運営委員会の調査の付託について |
| 第16 | 調査第 2号 まちづくり常任委員会の所管事務調査の付託について |
| 第17 | 調査第 3号 広報常任委員会の所管事務調査の付託について |

○ 出席議員（8名）

1番	篠田茂美	2番	大関光敏
3番	竹森毅	4番	遠藤共子
6番	笹木利津子	7番	森山務
8番	大矢雅史	9番	森岡新二

○ 欠席議員 5番 石川正人

○ 地方自治法第121条により出席した者の氏名（15名）

町	長	三本英司
副町	長	相澤公
教育	長	萬博文
まちづくり	参事	碓井直樹
健康ふれあい	参事	小澤敏博
会計	管理者	小澤克則
くらしと財務	課長	馬場和浩
まちなみ	課長	大津一由
おもいやり	課長	石塚俊也
ふるさと商工観光	課長	横山誠
ふるさと農政	課長	辻脇泰弘
教育委員会	事務局長	松本正志
町立病院	事務局長	杉野和博
代表監査	委員	中野浩二
農業委員会	会長	千徳信行

○ 欠席した者の氏名 なし

○ 職務のために出席した者の職氏名（2名）

議会	事務局長	滝本静
議会	庶務係長	東藤美妃代

開会・挨拶

●議長

皆さん、おはようございます。

只今、出席議員 8 名で定足数に達していますので、会議を再開します。

日程第 1 会議録署名議員の指名について

●議長

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 122 条の規定により、1 番篠田議員、8 番大矢議員を指名します。

日程第 2 議案第 7 号の上程・説明・質疑・討論・採決

(1 0 時 0 0 分)

●議長

日程第 2、議案第 7 号「奈井江町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

第 2 回定例会の 2 日目、ご出席大変お疲れさまでございます。

それでは、議案第 7 号について、ご説明を申し上げます。

議案書の 4 5 頁をお開き下さい。

議案第 7 号は「奈井江町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」でございます。

本条例につきましては、国が放課後児童支援員の拡充を目的に、認定資格研修の実施回数を増やすため、現行、都道府県のみで実施をしておりました研修が、指定都市でもできるようにということで改正をするものでございます。

以上、条例改正の概要について、説明申し上げます。

よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第7号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第8号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時01分)

●議長

日程第3、議案第8号「奈井江町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書の46頁をお開き下さい。

議案第8号「奈井江町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」について説明を申し上げます。

本条例につきましては、現状、町内にはありませんが、国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴いまして、卒園後の受け皿の提供を行う連携施設を確保を不要としたほか、家庭的保育事業の食事提供、園内で調理をしなくてもよいとの猶予期間を設けていたものを、この後更に5年間延長するというものでございます。

以上が、条例改正の概要でございます。

よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第8号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第10号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時03分)

●議長

日程第4、議案第10号「北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書の50頁をお開き下さい。

議案第10号「北海道市町村職員退職手当組合同規約の変更について」でございます。

本案につきましては、奈井江町が加盟しております道職員退職手当組合同規約の変更でございますが、北空知葬斎組合、日高地区交通災害共済組合、池北三町行政事務組合が解散により、脱退となりますので、その旨を規約変更ということで、奈井江町議会においても議決を頂きたいとするものでございます。

よろしくご審議の上、ご決定をお願い申し上げます。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第10号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第11号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時05分)

●議長

日程第5、議案第11号「北海道町村議会議員公務災害補償等組合同規約の変更について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書の51頁をお開き下さい。

議案第11号「北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について」でございます。

本案につきましては、議案の第10号で提案を致しました3組合と共に、十勝環境複合事務組合の脱退に伴います規約の変更でございます。

よろしくご審議の上、ご決定をお願い申し上げます。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第11号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第12号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時06分)

●議長

日程第6、議案第12号「北海道市町村総合事務組合理約の変更について」を議題と

します。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書の52頁をお開き下さい。

議案第12号「北海道市町村総合事務組合同規約の変更について」でございます。

本案につきましても、議案第10号でご決定を頂きました3組合の脱退に伴います規約の変更でございます。

よろしくご審議の上、ご決定をお願い申し上げます。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第12号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第9号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時08分)

●議長

日程第7、議案第9号「町有財産の取得について」を議題とします。
提案理由の説明を求めます。
副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書48頁をお開き下さい。

議案第9号「町有財産の取得について」でございます。

本案につきましては、奈井江小学校のICT環境整備のため、691万2千円の予定価格で、タブレット型端末40台等を、北海道市町村備荒資金組合の防災資機材譲渡事業により取得するものでございます。

この事業を活用する場合、道組合が業者から、当該財産を購入をし、市町村に譲渡、市町村は譲渡代金について、5年間の分割払いをすることになってございます。

なお、今回の納入業者につきましては、有限会社ノース・エコプラン、納入期限は本年9月30日でございます。

以上、議案第9号について、説明申し上げました。

よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第9号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第13号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時09分)

●議長

日程第8、議案第13号「固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 登壇)

●町長

おはようございます。

議案書53頁をお開き下さい。

議案第13号「固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」

固定資産評価審査委員会委員、笹木 謙一郎氏が、令和元年6月30日付けをもって任期満了となりますので、後藤 臣作氏を選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により、町議会の同意を求めるものであります。

氏の履歴につきましては、次頁に載っておりますので、ご参照頂きたいと思っております。よろしくご審議の上、ご同意頂きますよう、お願い致します。

●議長

人事案件ですので、特に質疑があれば発言を許します。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第13号を採決します。

本案は、これに同意することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、これに同意することに決定しました。

日程第9 2請願の報告

(10時11分)

●議長

日程第9、

請願第1号「2019年度北海道最低賃金改正等に関する意見書の採択を求める請願書」

請願第2号「2020年度地方財政の充実・強化を求める意見書の採択を求める請願書」

以上、2請願を一括議題とします。

2請願につきましては、まちづくり常任委員長より、審査報告書が議長に提出されております。

常任委員会報告書について、委員長の発言を許します。

まちづくり常任委員長、2番大関議員。

(まちづくり常任委員長 登壇)

●2番

皆さん、おはようございます。

まちづくり常任委員会の審査報告を致します。

6月19日日本会議において付託されました、請願第1号「2019年度北海道最低賃金改正等に関する意見書の採択を求める請願書」、請願第2号「2020年度地方財政の充実・強化を求める意見書の採択を求める請願書」の審査を、19日役場3階議員控室にて委員会を開催し審査を行い、結果を得ましたので、その結果をご報告申し上げます。

補佐人として、連合北海道空知地域協議会 事務局長 篠崎 強氏が同席され、紹介議員からの現状等の説明を受けた後、質疑を行い、慎重かつ熱心に審査を行い、全会一致で採択すべきものと決定致しました。

なお、請願の採択に伴う意見書(案)を含む4件の意見書(案)についても、審議したことをご報告申し上げます。

審議した結果、4件の意見書(案)を、今定例会に意見案として提案することと致しましたので、あわせてご報告申し上げます。

以上、まちづくり常任委員会の報告と致します。

請願第1号の討論・採決

●議長

請願第1号「2019年度北海道最低賃金改正等に関する意見書の採択を求める請願書」に対する討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

請願第1号を採決します。

本請願に対する委員長の報告は、採択であります。

本請願は、委員長の報告のとおり採択することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本請願は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

請願第2号の討論・採決

●議長

請願第2号「2020年度地方財政の充実・強化を求める意見書の採択を求める請願書」に対する討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

請願第2号を採決します。

本請願に対する委員長の報告は、採択であります。

本請願は、委員長の報告のとおり採択することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本請願は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

日程第10 意見案第1号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時15分)

●議長

日程第10、意見案第1号「2019年度北海道最低賃金改正等に関する意見書」を議題とします。

事務局長に、一部を省略し朗読させます。

事務局長。

●事務局長

(意見案第1号) 朗読

●議長

本案に対する質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

意見案第1号を採決します。

本案は、提案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、提案のとおり可決されました。

日程第 1 1 意見案第 2 号の上程・説明・質疑・討論・採決

(1 0 時 1 7 分)

●議長

日程第 1 1、意見案第 2 号「2020 年度地方財政の充実・強化を求める意見書」を議題とします。

事務局長に、一部を省略し朗読させます。

事務局長。

●事務局長

(意見案第 2 号) 朗読

●議長

本案に対する質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

意見案第 2 号を採決します。

本案は、提案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、提案のとおり可決されました。

日程第 1 2 意見案第 3 号の上程・説明・質疑・討論・採決

(1 0 時 2 2 分)

●議長

日程第 1 2、意見案第 3 号「日米貿易協定交渉から日本の農業・農村を守る要望意見

書」を議題とします。

事務局長に一部を省略し朗読させます。

事務局長。

●事務局長

(意見案第3号)朗読

●議長

提案者の補足説明があれば、発言を許します。

3番竹森議員。

●3番

おはようございます。

提出議員の立場から、少し補足説明を致したいと思います。

日米貿易協定交渉が、4月より開始されました。

TPP11が、昨年末に、日EU-EPA協定も本年2月にそれぞれ発効されました。

このことで、米国内では、早期に交渉妥結をしないと日本の市場から、米国産品が、EUや東南アジア諸国の物品にとって変わってしまうのではないかとの危機感が高まっています。

こうした状況で、トランプ大統領が5月来日し、8月には大きな発表ができると発言するなど早期妥結を図る姿勢を示しており、予断を許さない状況となっています。

また、交渉の大きな焦点となっている、自動車の代替として農畜産物をあてることは、日本の食糧主権を脅かし、安全で安心な食べ物を安定的に国民に供給することができなくなる危険性があります。

米・麦、大豆などを多く生産している、わが町の農業への影響も強く懸念されるところであります。

このため、農業者や消費者の不安を払しょくするために、この意見書(案)を提出するものであります。

どうか、全議員の賛成をもって、可決決定をお願い致します。

●議長

本案に対する質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

意見案第3号を採決します。

本案は、提案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、提案のとおり可決されました。

日程第13 意見案第4号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時26分)

●議長

日程第13、意見案第4号「新たな過疎対策法の制定に関する意見書」を議題とします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

●事務局長

(意見案第4号) 朗読

●議長

提案者の補足説明があれば、発言を許します。

6番笹木議員。

●6番

新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出について、補足説明をさせていただきます。

現行の過疎地域自立促進特別措置法が令和3年3月末に失効することから、引き続き、総合的な過疎対策を充実強化されるよう、新たな過疎対策法の制定に関する意見書を提出させていただきました。

過疎地域の実態を踏まえ、その振興が図られ、過疎地域が担っている重要な役割を今後も果たすことができるよう、新たな法律の制定の実現に向けた運動を強力に展開していく所存であります。

なお、本件については、全国過疎地域自立推進連盟からの依頼に基づく、協力要請でありますことを申し添え、補足説明とさせていただきます。

全議員の可決決定を、よろしくお願い申し上げます。

●議長

本案に対する質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

意見案第4号を採決します。

本案は、提案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、提案のとおり可決されました。

日程第14 会議案第1号の上程・説明・承認

(10時31分)

●議長

日程第14、会議案第1号「議員の派遣承認について」を議題とします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

●事務局長

(会議案第1号) 朗読

●議長

本案は、提案のとおり承認することとしたいと思います。

なお、日程等の変更については、あらかじめ議長に一任願います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、提案のとおり承認することに決定しました。

日程第15 調査第1号の上程・説明・付託

(10時33分)

●議長

日程第15、調査第1号「議会運営委員会の調査の付託について」を議題とします。
事務局長に朗読させます。

事務局長。

●事務局長

(調査第1号) 朗読

●議長

本案は、議会運営委員会に付託することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、議会運営委員会に付託することに決定しました。

日程第16 調査第2号の上程・説明・付託

(10時34分)

●議長

日程第16、調査第2号「まちづくり常任委員会の所管事務調査の付託について」を
議題とします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

●事務局長

(調査第2号) 朗読

●議長

本案は、まちづくり常任委員会に付託することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、まちづくり常任委員会に付託することに決定しました。

日程第17 調査第3号の上程・説明・付託

(10時35分)

●議長

日程第17、調査第3号「広報常任委員会の所管事務調査の付託について」を議題とします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

●事務局長

(調査第3号) 朗読

●議長

本案は、広報常任委員会に付託することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、広報常任委員会に付託することに決定しました。

閉会

●議長

以上で、本定例会に付議された案件の審議は、全部終了しました。

令和元年奈井江町議会第2回定例会を閉会します。

大変ご苦労さまでした。

(10時36分)